

○国立大学法人埼玉大学広報・社会連携室規則

〔令和3年3月18日〕
規則第49号

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、広報・社会連携室を置く。

(目的)

第2条 広報・社会連携室は、本学の教育・研究・社会貢献活動の取組及びその成果を効果的に社会に発信するとともに、社会連携を円滑に推進するための企画、立案等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 広報・社会連携室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学並びに各学部及び大学院各研究科が行う広報活動の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会連携に関する企画、立案及び実施に関すること。
- (3) その他本学における広報活動及び社会連携に関すること。

(組織)

第4条 広報・社会連携室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する副学部長
- (3) 学長が指名する教職員
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 広報・社会連携室に室長を置き、前項第1号の理事又は副学長をもって充てる。

3 第1項第3号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第5条 広報・社会連携室の事務は、広報渉外室において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人埼玉大学社会連携室規則（平成18年規則第126号）は、廃止する。